

2017年6月12日

荷主各位

マースクライン AS
カスタマーサービス

米国向け NVOCC(Non-Vessel Operating Common Carrier)
船積み書類の記載方法に関するご案内 (2)

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件につきまして[2017年4月10日にShipping Instruction\(ドックレシート\)記載方法](#)のご協力をお願いさせて頂きましたが、この度記入文言の変更がございましたのでご連絡致します。お客様に於かれましては変更によりご面倒をお掛けいたしますが下記ご参照の上ご手配の程お願い申し上げます。

本件に関してご不明な点等がございましたら、カスタマーサービス部までお問い合わせ下さい。

敬具

記

【対象貨物】 NVOCC(Non-Vessel Operating Common Carrier : 自社でハウス B/L 発行)による米国向け船積み

【適用開始日】 2017年6月12日以降の Shipping Instruction (ドックレシート) 受信分

【記入方法】 Shipping Instruction (ドックレシート) に下表の通り「NVOCC」とご記入下さい。

Shipping instruction ご提出方法	記入欄	記入文言
NACCS (ACL)経由	ACL01 の画面番号 106 「記事欄」	NVOCC
MY MAERSKLINE.COM 経由	Additional comments 欄	NVOCC
その他 e-チャンネル経由	Comments 欄	NVOCC

当面「NVOCC」もしくは「MASTER」両方で対応いたしますが2017年7月1日から「MASTER」の文言ではNVOCCとしての識別を行いません。

【注意】

1. 米国税関へ自社でハウス B/L 情報を送信のお客様、弊社にハウス B/L 情報の代行送信をご依頼のお客様、共に対象となります。記載文言は共通で「NVOCC」となります。
2. Shipping Instruction に必要事項の記載が無い場合は、ハウス B/L 情報の提出不要の Direct Bill による船積みとして、Shipping Instruction 上の Shipper/Consignee を Actual とみなし米国税関に申告致します。
3. 弊社にハウス B/L 情報の代行送信をご依頼頂く際は、House Bill of Lading の Shipping Instruction である旨を明記頂きますようお願い申し上げます。
4. Shipping Instruction 提出期限までに情報提供のない場合には、貨物の不積み、または米国税関からの罰金 USD5, 000 が発生する可能性があります。

以上